

補欠選挙当選議員の所属委員会について

会 派 名	氏 名	所 属 委 員 会	補 充 選 任 年 月 日
維 新 の 会	別 府 けんいち	警 察 常 任 委 員 会	令 和 6 年 11 月 21 日
無 所 属	松 本 隆 弘	健 康 福 祉 常 任 委 員 会	令 和 6 年 11 月 21 日

常任委員会委員の所属変更について

(令和6年11月22日)

会派名	氏名	旧所属委員会	新所属委員会
ひょうご 県民連合	中田英一	建設常任委員会	総務常任委員会

県政改革調査特別委員会委員及び文書問題調査特別委員会委員の補充選任

委員会名	会派名	補充選任者 (令和6年11月22日付)
県政改革調査 特別委員会	ひょうご 県民連合	中田英一
文書問題調査 特別委員会		北上あきひと

第369回（定例）県議会提出予定議案件名一覧

（条例案件）

- 1 本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例の一部を改正する条例
- 2 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 3 国民健康保険事業の運営に関する条例の一部を改正する条例
- 4 兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 5 警察手数料徴収条例の一部を改正する条例

（報告案件）

- 1 当せん金付証券の発売
- 2 兵庫県公立大学法人第三期中期目標の策定
- 3 県立学校学習者用コンピューター式の取得
- 4 フェニックス事業用地 A-4 ブロックの処分
- 5 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区美囊川橋上部工事請負契約の変更
- 6 一般国道 178 号浜坂道路Ⅱ期新諸寄第 1・第 2 トンネル（仮称）建設工事請負契約の変更
- 7 一般国道 178 号浜坂道路Ⅱ期浜坂第 2 トンネル（仮称）建設工事（西工区）請負契約の変更
- 8 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道 175 号 AB-3 ランプ橋上部工事請負契約の変更
- 9 都市計画道路尼崎宝塚線（阪急立体工区）道路改良工事（その 1）請負契約の変更
- 10 二級河川新川水系新川 新川・東川統合排水機場本体工事（下部工）請負契約の変更
- 11 県営宝塚山本住宅第 4 期建築工事請負契約の変更
- 12 兵庫県立川西子ども家庭センター一時保護所（仮称）建築工事請負契約の変更
- 13 一般国道 178 号浜坂道路Ⅱ期居組トンネル（仮称）建設工事請負契約の締結
- 14 兵庫県庁本庁舎第 3 号館計画修繕電気設備工事請負契約の締結
- 15 公共施設等運営権の設定
- 16 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立神戸生活創造センター）
- 17 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立総合体育館）
- 18 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立海洋体育館）
- 19 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県福祉センター）
- 20 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立フラワーセンター）
- 21 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立公園あわじ花さじき）
- 22 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立舞子公園）
- 23 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立西猪名公園）
- 24 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立播磨中央公園）
- 25 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立赤穂海浜公園）
- 26 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県営住宅（北播磨地区・西播磨地区・但馬地区・丹波地区・淡路地区））

（専決処分報告案件）

- 1 専決処分の承認（天井川管理瑕疵賠償）
- 2 専決処分の承認（天神川氾濫災害補償）

令和 6 年 12 月 (定 例)

第369回兵庫県議会提出議案関係資料 (その 1)

(条 例 等 関 係)

兵 庫 県

目 次

總 務 関 係	3
健 康 福 祉 関 係	7
産 業 労 働 関 係	10
農 林 水 産 関 係	11
建 設 関 係	12
文 教 関 係	29
警 察 関 係	35

第136号議案 本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

住民基本台帳法（以下「法」という。）の一部改正及び住民基本台帳法第30条の15の2に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令の制定により、法に規定する本人確認情報等を提供し、又は利用することができる事務に準ずるものとして準法定事務が定められたこと等に伴い、本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例に定める本人確認情報等を提供し、又は利用することができる事務から準法定事務と重複する事務を削除する等所要の整備を行う。

2 制定の概要

(1) 法において知事が本人確認情報を利用することが認められている条例で定める事務から、次に掲げる事務を削除する（別表第2関係）。

ア 外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務

イ 特定不妊治療（体外受精又は顕微授精による不妊治療をいう。）に要する費用に係る助成金の支給に関する事務

ウ 高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務（以下「高等学校等支援金支給事務」という。）

エ 高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学金の支給に関する事務（以下「高等学校等奨学金支給事務」という。）

(2) 法において知事が知事以外の執行機関に本人確認情報を提供することが認められている条例で定める事務から、提供先を教育委員会とする次に掲げる事務を削除する（別表第3関係）。

ア 高等学校等支援金支給事務

イ 高等学校等奨学金支給事務

(3) その他規定の整備を行う（別表第2関係）。

3 施行期日

公布の日

第141号議案 当せん金付証票の発売

当せん金付証票（宝くじ）の令和7年度の発売金額を次の範囲内としようとする。

発売金額 35,000,000千円

第156～158号議案 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指定の期間
兵庫県立神戸生活創造センター	大阪市西区京町堀1丁目4番16号 大阪ガスビジネスクリエイト株式会社 代表取締役社長 宇田 徹	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
	〔指定理由〕 <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの経験をもとに課題を挙げたうえで、利用者目線に立ったこれまでにない施設活用の提案があり、新たな集客への期待ができる。 ・生活創造活動への理解が深く、積極的に地域のニーズを発掘し、登録グループの強みや課題を共有できるようにする仕組みづくりの提案があり、効果的な運営が期待できる。 ・実現可能性やチャレンジ精神が感じられ、地域の交流を促し、ハブとなるなど、今後の事業展開に期待ができる。 	
兵庫県立総合体育館	神戸市中央区海岸通6番地 ひょうごスポーツライフグループ (代表者) 国際ライフパートナー株式会社 代表取締役 荒谷 明彦 (構成員) コナミスポーツ株式会社 代表取締役社長 室田 健志 (構成員) アシックススポーツファシリティーズ株式会社 代表取締役 片岡 秀文	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
	〔指定理由〕 <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍前の水準を上回る年間施設利用者60万人を達成するために、柔道整復師など国家資格を有するスタッフを配置し、トレーニングルームの充実を図るなど、目標値と目標達成までのプロセスが明確化されており、今後の事業展開に大きな期待がもてる。 ・構成企業がもつスポーツ工学研究所が開発したキッズスポーツラボやシニアウォーキングラボなど、子どもやシニア向けの具体的な事業提案がなされており、新規利用者獲得に期待がもてる。 ・代表企業は、本施設の管理運営に9年以上携わっているだけでなく、全国各地で類似スポーツ施設を複数運営しており、これらの経験を活かすことで、県内のスポーツ施設の中で中核的な役割を担うことが期待できる。 	

名 称	指 定 管 理 者	指定の期間
兵庫県立海洋体育館	神戸市中央区浜辺通5丁目1-14 神戸商工貿易センタービル5階 公益財団法人兵庫県スポーツ協会 理事長 今井 良広	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
<p>[指定理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・じゃらんnetやInstagramなど、若年層をターゲットにした広報戦略を行う提案がなされており、若者の口コミによる利用者数の拡大など、さらなる集客に期待がもてる。 ・オリンピックとの事業連携など、レガシー施設としての特性を十分に活かした積極的な事業提案がなされており、今後の事業展開に期待がもてる。 ・県内各地で類似施設を複数運営しており、これらの経験を活かすことで、安定した施設運営だけでなく、これまでになかった新たな施設運営についても期待できる。 		

健康福祉関係

第137号議案 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正により、大麻草採取栽培者の名称が第一種大麻草採取栽培者（大麻草から製造される製品（大麻草としての形状を有しないものを含み、種子又は成熟した茎の製品その他の省令で定めるものに限る。）の原材料を採取する目的で、大麻草を栽培する者）又は第二種大麻草採取栽培者（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する医薬品の原料を採取する目的で、大麻草を栽培する者）に改められ、当該採取栽培者免許の申請に対する審査に係る事務に変更が生じること等に伴い、都道府県知事の免許である第一種大麻草採取栽培者免許の申請等に係る手数料を定める等所要の整備を行う。

2 制定の概要

兵庫県が徴収する大麻草の栽培の規制に関する法律に関する手数料の名称及び額について、次のとおりとする（別表第4関係）。

- (1) 「大麻草採取栽培者免許申請手数料」、「大麻草採取栽培者名簿登録変更手数料」及び「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」の字句を「第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料」、「第一種大麻草採取栽培者名簿登録変更手数料」及び「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改める。
- (2) 第一種大麻草採取栽培者の免許の申請を行う場合の手数料の額を22,500円（現行の大麻草採取栽培者免許の申請を行う場合の手数料6,700円）とする。
- (3) その他規定の整備を行う。

改正前		改正後	
大麻草採取栽培者 免許申請手数料	6,700円	第一種大麻草採取栽培者 免許申請手数料	<u>22,500円</u>
大麻草採取栽培者 名簿登録変更手数料	3,200円	第一種大麻草採取栽培者 名簿登録変更手数料	同左
大麻草採取栽培者 免許証再交付手数料	3,200円	第一種大麻草採取栽培者 免許証再交付手数料	同左

3 施行期日

令和7年3月1日

第138号議案 国民健康保険事業の運営に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴い、規定の整備を行う。

2 制定の概要

(1) 国民健康保険法施行令の引用条文を改める（第4条関係）。

(2) 年齢調整後医療費指数等の特例に係る規定を削除するとともに規定の整備を行う（改正前の附則第3項及び第4項関係）。

3 施行期日

公布の日

第159号議案 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指定の期間
兵庫県福祉センター	神戸市中央区坂口通2丁目1番1号 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会・株式 会社 CBS ファシリティーズグループ (代表者) 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会 会長 入江 武信 ^{いりえ たけのぶ} (構成員) 株式会社 CBS ファシリティーズ 代表取締役社長 米倉 晃平 ^{よねくら こうへい}	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
	[指定理由] ・施設の設置目的及び実際の状況について十分な理解がある。 ・入居団体との連携や指定管理者候補者のグループ化により、効率的な 運営や障害者雇用の促進等、施設の設置目的や課題を踏まえた提案が なされている。 ・現行の指定管理者として、良好な指定管理業務の実績があり、適切な 管理運営が期待できる。	

産 業 労 働 関 係

第137号議案 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

旅券法施行令の一部改正により、オンラインによる申請に基づいて一般旅券の発給を求める場合に都道府県が徴収する手数料の額の標準が定められること等に伴い、所要の整備を行う。

2 制定の概要

兵庫県が徴収する一般旅券発給手数料について、書面による申請に基づいて発給する場合は2,300円に、オンラインによる申請に基づいて発給する場合は1,900円とする（別表第3関係）。

種別	手数料	
	改正前	改正後
一般旅券	2,000円	書面による申請:2,300円 オンライン申請:1,900円

3 施行期日

令和7年3月24日

農 政 環 境 関 係

第160号議案～161号議案 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指定の期間
兵庫県立フラワーセンター	明石市明石公園 1 番27号 公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 理事長 寺谷 毅 <small>たけし</small>	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
	<p>〔指定理由〕</p> <p>(1) 県立都市公園等の管理運営に関する実績が多数あるとともに、優れた植栽管理技術や健全な経営基盤を有する。</p> <p>(2) 食虫植物やゲスネリア類といった貴重な植物の種の保存、交配による新品種の作出など優れた技術、ノウハウおよび人材を有する。</p> <p>(3) 花緑施設や県立公園を複数管理運営しており、他施設との連携や一体的な管理運営により、地域の観光振興・地域活性化への寄与が期待できる。</p>	
兵庫県立公園あわじ花さじき	あわじ花さじき協働パートナーズ (代表者) 明石市明石公園 1 番27号 公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 理事長 寺谷 毅 <small>たけし</small> (構成員) 株式会社金岡光輝園 代表取締役 金岡 秀和 (構成員) 淡路日の出農業協同組合 代表理事組合長 相坂 有俊	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
	<p>〔指定理由〕</p> <p>(1) 県立都市公園等の管理運営に関する実績が多数あるとともに、優れた植栽管理技術や健全な経営基盤を有する。</p> <p>(2) 他の施設にはない広大な花畑を、年間通じて安定的に維持するために必要な、花畑の地形・土壌特性を熟知しているとともに、優れた技術、ノウハウおよび人材を有する。</p> <p>(3) 花緑施設や県立公園を複数管理運営しており、他施設との連携や一体的な管理運営により、地域の観光振興・地域活性化への寄与が期待できる。</p>	

建 設 関 係

第144号議案 フェニックス事業用地A-4ブロックの処分

フェニックス事業用地A-4ブロックを、次のとおり処分しようとする。

- 1 処分しようとする物件の表示
土 地 尼崎市船出 12 番 5
面 積 31,172.13 平方メートル
- 2 処分予定価格
2,410,000,000 円
- 3 処分の相手方
東大阪市西石切町五丁目 1 番22号
吉田鋼業株式会社
代表取締役 吉田 こういち 浩一

第145号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区美^{みの}囊^{のがわ}川橋^{ばし}上部工事請負
契約の変更

第359回兵庫県議会において議決のあった、第92号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区美^{みの}囊^{のがわ}川橋^{ばし}上部工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区美^{みの}囊^{のがわ}川橋^{ばし}上部工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
1,607,980,000円	1,654,409,900円	46,429,900円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 146,180,000円	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 150,400,900円	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 4,220,900円

3 契約の相手方

大阪府中央区本町4-3-9

横^{よこ}河^{がわ}NSエンジニアリング・IHIインフラシステム特別共同企業体

(代表者)

株式会社横^{よこ}河^{がわ}NSエンジニアリング 大阪営業部

大阪営業部長 高^{たか}瀬^せ 直^{なお}弘^{ひろ}

(構成員)

株式会社IHIインフラシステム事業戦略本部戦略第1部

次長 寺^{てら}崎^{さき} 博^{ひろ}道^{みち}

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第146号議案 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期新諸寄第1・第2トンネル（仮称）
建設工事請負契約の変更

第359回兵庫県議会において議決のあった、第93号議案 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期新諸寄第1・第2トンネル（仮称）建設工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

一般国道178号浜坂道路Ⅱ期新諸寄第1・第2トンネル（仮称）建設工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
6,692,356,000円	7,312,108,100円	619,752,100円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
608,396,000円	664,737,100円	56,341,100円

3 契約の相手方

神戸市中央区下山手通3丁目12番1号

大成・ノバック・窪田特別共同企業体

（代表者）

大成建設株式会社神戸支店

支店長 櫻井 信一

（構成員）

・株式会社ノバック

代表取締役社長 立花 充

・窪田工業株式会社

代表取締役 窪田 昌実

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第147号議案 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期浜坂第2トンネル（仮称）建設工事（西工区）請負契約の変更

第361回兵庫県議会において議決のあった、第159号議案 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期浜坂第2トンネル（仮称）建設工事（西工区）に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

一般国道178号浜坂道路Ⅱ期浜坂第2トンネル（仮称）建設工事（西工区）

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
6,841,514,900円	7,379,482,000円	537,967,100円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
621,955,900円	670,862,000円	48,906,100円

3 契約の相手方

おのえどおり
神戸市中央区小野柄通3丁目2番22号
ひろちく おおぎゆう
三井住友・広築・大給特別共同企業体
(代表者)

三井住友建設株式会社神戸営業所

あおき よしみち
所長 青木 良道

(構成員)

ひろちく
・株式会社広築

なかばやし やすし
代表取締役社長 中林 康

おおぎゆうぐみ
・株式会社大給組

おおぎゆう あやこ
代表取締役 大給 文子

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第148号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道175号AB-3ランプ橋上部工事請負契約の変更

第365回兵庫県議会において議決のあった、第108号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道175号AB-3ランプ橋上部工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道175号AB-3ランプ橋上部工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
758,397,200円	772,240,700円	13,843,500円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
68,945,200円	70,203,700円	1,258,500円

3 契約の相手方

兵庫県尼崎市西川二丁目15番13号

極東興和株式会社 兵庫営業所

所長 中村 和暉

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第149号議案 都市計画道路尼崎宝塚線（阪急立体工区）道路改良工事（その

1) 請負契約の変更

第366回兵庫県議会において議決のあった、第177号議案 都市計画道路尼崎宝塚線（阪急立体工区）道路改良工事（その1）に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

都市計画道路尼崎宝塚線（阪急立体工区）道路改良工事（その1）

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
1, 173, 920, 000円	1, 213, 931, 400円	40, 011, 400円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
106, 720, 000円	110, 357, 400円	3, 637, 400円

3 契約の相手方

兵庫県南あわじ市阿万^{あましもまち}下町261番地2

坂本^{さかもと}・三原^{みはら}開発特別共同企業体

(代表者)

株式会社坂本^{さかもと}建設

代表取締役 安田^{やすだ} 勝彦^{かつひこ}

(構成員)

三原^{みはら}開発株式会社

代表取締役 白濱^{しらはま} 吉文^{よしふみ}

4 変更の理由

「令和6年3月適用の公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について」（令和6年2月22日土木部長通知）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第150号議案 二級河川新川水系新川 新川・東川 統合排水機場本体工事（下部工）請負契約の変更

第367回兵庫県議会において議決のあった、第99号議案 二級河川新川水系新川 新川・東川 統合排水機場本体工事（下部工）に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

二級河川新川水系新川 新川・東川 統合排水機場本体工事（下部工）

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
5,196,620,000円	5,259,809,500円	63,189,500円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
472,420,000円	478,164,500円	5,744,500円

3 契約の相手方

神戸市中央区栄町通4丁目1-11

飛島・吉田・松田特別共同企業体

(代表者)

飛島建設株式会社神戸営業所

所長 辻野 雅敬

(構成員)

・株式会社吉田組

代表取締役社長 壺阪 博昭

・株式会社松田組

代表取締役社長 松田 好生

4 変更の理由

「令和6年3月適用の公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について」（令和6年2月22日土木部長通知）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第151号議案 県営宝塚山本住宅第4期建築工事請負契約の変更

第361回兵庫県議会において議決のあった、第175号議案 県営宝塚山本住宅第4期建築工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

県営宝塚山本住宅第4期建築工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
1,290,300,000円	1,377,681,800円	87,381,800円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
117,300,000円	125,243,800円	7,943,800円

3 契約の相手方

神戸市兵庫区七宮町^{しちのみやちょう}2丁目1番1号

寄神建設株式会社神戸営業所^{よりがみ}

所長 植田^{うへだ} 和博^{かずひろ}

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第152号議案 兵庫県立川西こども家庭センター一時保護所（仮称）建築工事請負契約の変更

第364回兵庫県議会において議決のあった、第100号議案 兵庫県立川西こども家庭センター一時保護所（仮称）建築工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

兵庫県立川西こども家庭センター一時保護所（仮称）建築工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
840,400,000円	883,928,100円	43,528,100円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
76,400,000円	80,357,100円	3,957,100円

3 契約の相手方

尼崎市杭瀬北新町1丁目5番11号

宮崎建設株式会社

代表取締役社長 宮崎 健一

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第153号議案 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期居組トンネル（仮称）建設工事請負契約の締結

一般国道178号浜坂道路Ⅱ期居組トンネル（仮称）建設工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

一般国道178号浜坂道路Ⅱ期居組トンネル（仮称）建設工事

2 契約金額

9,116,096,000円

3 契約の相手方

大阪市福島区福島六丁目2番6号

安藤・間・吉田・株本特別共同企業体

(代表者)

株式会社安藤・間 大阪支店

執行役員支店長 飯塚 泰人

(構成員)

・株式会社吉田組

代表取締役社長 壺阪 博昭

・株本建設工業株式会社

代表取締役社長 株本 寛

4 工事の概要

(1) 施工場所

美方郡新温泉町居組

(2) 工事内容

施工延長 L=1338m 幅員 W=7.0(12.0)m

(3) 工期

令和10年1月31日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

一般競争入札（総合評価落札方式）

※価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定

(2) 入札参加者数

12者（ほか無効1者）

(3) 最低入札金額

9,116,096,000円

(4) 最高入札金額

9,128,240,000円

第154号議案 兵庫県庁本庁舎第3号館計画修繕電気設備工事請負契約の締結

兵庫県庁本庁舎第3号館計画修繕電気設備工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

兵庫県庁本庁舎第3号館計画修繕電気設備工事

2 契約金額

877,800,000円

3 契約の相手方

神戸市兵庫区塚本通3丁目1番3-2号

サン電設^{でんせつ}・松尾電設^{まつおでんせつ}特別共同企業体

(代表者)

サン電設^{でんせつ}工業株式会社

代表取締役 池田^{いけだ} 佳隆^{よしたか}

(構成員)

松尾電設^{まつおでんせつ}工業株式会社

代表取締役 松尾^{まつお} 新二郎^{しんじろう}

4 工事の概要

(1) 施工場所

神戸市中央区下山手通四丁目17番3

(2) 工事内容

計画修繕 電気設備（電力、通信設備外）工事

第3号館 鉄骨鉄筋コンクリート造 14階建、地下4階、塔屋2階、

延べ面積 28,307.45 m²

(3) 工期

令和8年2月27日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

公募型一般競争入札

(2) 入札参加者数

2者

(3) 最低入札金額

877,800,000円

(4) 最高入札金額

953,040,000円

第155号議案 公共施設等運営権の設定

公共施設等運営権を次のとおり設定しようとする。

1 公共施設等の名称

兵庫県立但馬飛行場

2 公共施設等運営権者

(1) 所在地及び名称

豊岡市岩井字河谷1598番地の34

但馬空港ターミナル株式会社

代表取締役社長 きりやま てつろう
桐山 徹郎

(2) 設定理由

但馬空港の開港以来、県と密接な連携のもと但馬空港の運営に携わり、保安・安全対策に関する豊富な知識・経験を有していることに加え、空港基本施設等の管理・運用を実施できる体制が整っている。また、関係機関や地元と連携し、集客力の高い企画を実施する等、優れた管理運営を行ってきた実績を有しており、引き続き、安全で確実な空港の管理運営が期待できる。

3 公共施設等運営権の存続期間

公共施設等運営権設定の日から令和12年3月31日まで

4 公共施設等の立地並びに規模

(1) 事業場所

兵庫県豊岡市上佐野及びその周辺

(2) 対象施設

滑走路、ターミナルビル、駐車場、空港公園など、飛行場の管理範囲にある空港設置者が所有する施設と全ての土地

5 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容

(1) 空港運営等事業

空港基本施設等の維持管理業務、空港基本施設等の運営業務、着陸料等の設定及び国土交通大臣への届出並びにその收受

(2) 空港航空保安施設運営等事業

空港航空保安施設の維持管理業務、空港航空保安施設の運営業務、空港航空保安施設の使用料金を設定する場合、国土交通大臣及び県への届出並びにその收受

(3) 環境対策業務

(4) その他附帯する事業

運営権者が実施義務を負う事業・業務(ターミナルビル事業等)、運営権者が任意で行う事業・業務、利用料金の設定及びその收受

第162～166号議案 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指定の期間
兵庫県立舞子公園	明石市明石公園 1 番 27 号 公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 理事長 寺谷 毅 <small>たけし</small>	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 12 年 3 月 31 日まで
	〔指定理由〕 これまでの実績を踏まえた提案内容であり、公園の設置目的を理解し、良好な維持管理を実施していく内容を備えている。 また、「舞子公園利用促進事業推進協議会」の設置等、地域との連携を強化する提案のほか、公園の特性を踏まえた歴史的建造物の活用によるイベントや体験プログラムに加え、フィールドパビリオンや周辺施設との協力等による利用の活性化への提案がなされており、これらの着実な実施が期待できる。	
兵庫県立西猪名公園	明石市明石公園 1 番 27 号 公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 理事長 寺谷 毅 <small>たけし</small>	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 12 年 3 月 31 日まで
	〔指定理由〕 これまでの実績を踏まえた提案内容であり、公園の設置目的を理解し、良好な維持管理を実施していく内容を備えている。 特に、公園の特色であるウォーターランドの新たな利活用に加え、駐車場待ちによる渋滞緩和を目的としたデジタル活用等の提案がなされており、良好な管理運営が期待できる。	
兵庫県立播磨中央公園	明石市明石公園 1 番 27 号 公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 理事長 寺谷 毅 <small>たけし</small>	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 12 年 3 月 31 日まで
	〔指定理由〕 多彩な施設を有する広域公園である当公園において、サイクリングコースによる年間を通じた特色ある体験の提供や、バラ園等を活用した季節ごとの施設運営・魅力付与など、それぞれの施設を活用して利用促進を図る提案内容となっている。 また、地域団体と連携したイベントの開催や各種団体・グループとの維持管理の取組など、地域との連携強化を推進する管理運営の提案がなされており、利用者の増加につながる良好な管理運営が期待できる。	

名 称	指 定 管 理 者	指定の期間
兵庫県立赤穂海浜公園	明石市明石公園 1 番 27 号 <small>あこうしー</small> Ako汐サイドヴィレッジコンソーシアム (代表者) 公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 理事長 寺谷 <small>たけし</small> 毅 (構成員) コーエィ株式会社 代表取締役 関口 <small>のりあき</small> 典明 株式会社三木組 代表取締役 三木 <small>としかず</small> 俊和 くいどうらく株式会社 代表取締役 <small>かよだ</small> 嘉陽田 <small>まさのぶ</small> 征信 株式会社フォーチュンドリーマーズカーニバル 代表取締役 池本 <small>しんや</small> 慎也	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 27 年 3 月 31 日まで
	〔指定理由〕 公園の課題を的確に把握し、運営体制も関係機関との連携や配置について明確に示されている。指定管理事業は、高い管理水準を維持するための具体的な作業計画が示され、また、住民参画や地域連携の促進に資する提案がなされている。活性化事業は、シンボルとなりえる遊園地施設の設置をはじめとした「わくわくランド」の拡張や、飲食施設の設置、来園者が減少する夏や冬の期間限定の遊戯施設設置等、年間を通して利用促進を図る提案がなされており、公園全体の活性化が期待できる。モニタリング計画は、目標値や測定方法を具体的に設定し、長期にわたる指定管理業務を行うための適切な運営手法が考えられていることから、質の高い管理運営が見込める。また、経験の豊富な職員の配置によって確実な業務遂行が期待できる。	

名 称	指 定 管 理 者	指定の期間
兵庫県営住宅（北播磨地区・西播磨地区・但馬地区・丹波地区・淡路地区）	<p style="text-align: center;"> <small>こんやまち</small> 香川県高松市紺屋町3番地6 <small>あなぶき</small> 株式会社穴吹ハウジングサービス <small>しんぐう あきひろ</small> 代表取締役社長 新宮 章弘 </p>	<p>令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで</p>
	<p>[指定理由]</p> <p>巡回訪問の対象拡大等高齢者世帯へのきめ細かな対応に向けた具体的な提案となっている。</p> <p>また、退去後の空家補修業務の効率的実施により、空き住戸の期間を短くするなど、新規入居戸数の拡充に向けた提案となっている。</p> <p>さらに、自治会と連携した高齢者や子育て世帯に向けたイベント・講座等を提案するなど地域コミュニティ活性化への貢献が期待できる。</p>	

報第3号 専決処分の承認

河川から繁茂した蔦が建物に侵食し、外壁を汚損させたことについて、和解及び損害賠償の額を定める必要が生じたが、特に緊急を要し、県議会を招集する時間的余裕がないため、令和6年10月31日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

1 事故の概要

神戸市東灘区岡本一丁目地先の二級河川天上川水系天上川において、河川区域内から伸びた蔦により、隣接土地の建物外壁に汚損被害が発生し、相手方から県に対し損害賠償の請求があった。

本件被害においては、①河川敷地から生えた蔦は長期間にわたって繁茂しており、定期的な現地確認が実施されていれば状況を覚知することができたと考えられること、②河川管理者として蔦の除去などの適切な管理を行っていたら建物被害を回避することができたと考えられることから、県に管理瑕疵があったことが認められるので、早期の円満解決を図ることとした。

なお、今回の事案は双方が、年に数回の管理を行っていたら被害の発生は防げたと考えられることから、過失割合を5割ずつとして修復費用を負担する。

2 和解

上記事故についての和解

報第4号 専決処分の承認

令和5年5月6日（土）から8日（月）にかけての前線の大雨により、二級河川武庫川水系天神川堤防強化対策工事箇所において堤防が決壊し、住宅等に浸水被害が発生した氾濫災害について、和解及び損害賠償の額を定める必要が生じたが、特に緊急を要し、県議会を招集する時間的余裕がないため、令和6年11月1日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

1 事件の概要

令和5年5月6日（土）から8日（月）にかけての前線の大雨により、二級河川武庫川水系天神川堤防強化対策工事箇所において堤防が決壊し、住宅等に浸水被害が発生した氾濫災害について、相手方から河川管理者である県に対し、損害賠償の請求があった。

本件災害について、天神川氾濫災害補償委員会から県が被災者に対して損害額を補償すべきであること及び補償額の算定基準について提言を受けたことから、県に河川管理瑕疵が認められるので、早期の円満解決を図ることとした。

2 和解

上記災害についての和解

第139号議案 兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

変化の激しい時代を迎える中、学びたいことが学べる魅力と活力ある学校づくりに向けて、高等学校の望ましい規模を確保し、多様で活力ある教育活動を維持するため、新たに兵庫県立高等学校を設置する。

2 制定の概要

兵庫県立高等学校を次のとおり設置する（別表関係）。

名称	位置
兵庫県立神戸学園都市高等学校	神戸市
兵庫県立北神戸総合高等学校	神戸市
兵庫県立西宮苦楽園高等学校	西宮市
兵庫県立三木総合高等学校	三木市
兵庫県立姫路海稜高等学校	姫路市
兵庫県立播磨福崎高等学校	神崎郡福崎町

3 施行期日

令和7年1月1日

第143号議案 県立学校学習者用コンピューター式の取得

県立学校学習者用コンピューター式を次のとおり取得しようとする。

- 1 取得しようとする物件
県立学校学習者用コンピューター式
- 2 取得金額
135,410,000円
- 3 設置場所
兵庫県立視覚特別支援学校他24箇所
- 4 取得の相手方
神戸市中央区海岸通11番
西日本電信電話株式会社兵庫支店
支店長 ひぐち ひろこ 樋口 浩子
- 5 取得物件の概要
 - (1) 物件内容及び仕様
Windows端末：240台
iPad端末：2,222台 計 2,462台
 - (2) 納入期限
令和7年3月31日（月）まで

第142号議案 兵庫県公立大学法人第三期中期目標の策定

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項前段の規定により、兵庫県公立大学法人が6年間に達成すべき第三期中期目標を次のとおり策定しようとする。

兵庫県公立大学法人第三期中期目標の概要

兵庫県立大学は、県下全域に展開するキャンパスで、個性・特色豊かな大学づくりに取り組み、これまで多くの優れた人材を輩出し、教育研究の成果を社会に還元してきた。令和3年に開学した芸術文化観光専門職大学は、芸術文化及び観光の双方の視点を生かして地域の活力を創出し、社会に貢献する実践力のある専門職業人の育成を目指し、地域に根差した教育研究活動を展開している。

今後も、両大学が社会経済情勢の変化に的確に対応し、世界や地域が直面する課題の解決に貢献する先導的・独創的な教育、研究に取り組み、社会から選ばれ、評価される世界水準の大学となるよう、以下のとおり第三期中期目標を定める。

第1 基本的な目標

1 兵庫県立大学 ～次代を先導する世界水準の大学～

豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成し、あわせて学術的な新知見を国内外に発信し、もって地域の発展と我が国の繁栄、ひいては世界、人類の幸せに貢献することを目標とする。

【今後一層めざすべき大学像】

- ① 次代を牽引する高度な専門性と深い教養、グローバル・リテラシーを有する人材を育成する大学
- ② 次代を切り拓く独創的・学際的な研究を推進する大学
- ③ 地域とつながり、兵庫の未来を共創する大学

2 芸術文化観光専門職大学 ～芸術文化及び観光の双方の視点で社会に貢献する大学～

芸術文化及び観光の双方の視点を生かして地域の活力を創出する専門職業人を育成し、あわせて地域に根ざした教育研究活動を推進し、もって地域及び国際社会に貢献することを目標とする。

【今後一層めざすべき大学像】

- ① 芸術文化及び観光の双方の視点を生かして地域の活力を創出し、社会に貢献する専門職業人を育成する大学
- ② 芸術文化及び観光を架橋した地域活性化に資する研究を推進する大学
- ③ 地域の発展・繁栄及び新たな国際交流の推進に貢献する大学

第2 教育、研究及び社会貢献に関する目標

1 兵庫県立大学

- (1) 次代を牽引する高度な専門性と深い教養、グローバル・リテラシーを有する人材を育成する大学
 - ア グローバル社会で活躍できる人材の育成
 - イ 地域を支える専門人材の育成
 - ウ 社会のニーズを踏まえた高度な専門性を有する人材の育成
 - エ 総合大学の強みを生かした幅広い知識を有する人材の育成
 - オ 人材育成に向けた教育システムの充実
 - (ア) 教育の質保証
 - (イ) 多様な学生の確保
 - (ウ) 学生支援の充実
 - (エ) 中高大連携の強化
- (2) 次代を切り拓く独創的・学際的な研究を推進する大学
 - ア 高度な研究基盤を活用した先端研究の推進
 - イ 兵庫の先進的な取組を活用した実践的な研究の推進
 - ウ 社会課題の解決に向けたイノベーションの創出
- (3) 地域とつながり、兵庫の未来を共創する大学
 - ア 未来社会を先導する産学官連携の推進
 - イ 兵庫の経験を生かした災害に強い地域づくりへの貢献
 - ウ 共創による持続可能な地域づくりの推進
 - エ 次世代の兵庫を担う人材の育成と地域の期待に応える取組の推進

2 芸術文化観光専門職大学

- (1) 芸術文化及び観光の双方の視点を生かして地域の活力を創出し、社会に貢献する専門職業人を育成する大学
 - ア 芸術文化及び観光の双方の視点を生かして新たな価値を創造できる人材の育成
 - イ 地域活性化に貢献する専門職業人の育成
 - ウ 世界に通じる専門職業人の育成
 - エ 人材育成に向けた教育システムの充実
 - (ア) 多様な学生の確保
 - (イ) 特色ある先進的な教育の推進
 - (ウ) 学生支援の充実
- (2) 芸術文化及び観光を架橋した地域活性化に資する研究を推進する大学
 - ア 専門職大学の強みを生かし、地域活性化に資する研究活動の推進

イ 研究成果の社会への還元

(3) 地域の発展・繁栄及び新たな国際交流の推進に貢献する大学

ア 大学が有する資源の地域社会における活用

イ 大学の特長を生かした地域貢献の推進

ウ 芸術文化及び観光に係る国際交流の推進

第3 管理運営に関する目標

1 戦略的経営の推進

(1) 社会ニーズの変化に対応できる体制の構築

(2) 魅力発信と知名度向上

(3) 教育研究基盤への計画的な新規投資

(4) 両大学間の連携

2 効率的経営の推進

(1) 経営資源の重点配分・相互利用

(2) 安全・快適な環境の計画的整備

3 自律的経営の推進

(1) 財務運営の改善

(2) 自己点検・評価及び情報の提供

(3) コンプライアンスの推進

ア 法令の遵守

イ 安全管理体制の確保

第4 中期目標の期間

令和7年4月1日から令和13年3月31日までの6年間とする。

第5 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、法人に次のとおり、教育研究上の基本組織を置く。

1 兵庫県立大学

(1) 学部

国際商経学部、社会情報科学部、工学部、理学部、環境人間学部、看護学部

(2) 研究科

社会科学研究科、工学研究科、理学研究科、環境人間学研究科、看護学研究科、
情報科学研究科、緑環境景観マネジメント研究科、地域資源マネジメント研究科、
減災復興政策研究科

(3) 附置研究所

政策科学研究所、高度産業科学技術研究所、自然・環境科学研究所、地域ケア開発研究所、
先端医療工学研究所

2 芸術文化観光専門職大学

(1) 学部

芸術文化・観光学部

警 察 関 係

第140号議案 警察手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 道路交通法施行令の一部改正により、免許の種類等の特定免許情報の個人番号カードへの記録に際して徴収する特定免許情報記録手数料を追加する等、運転免許等の手数料の標準について所要の見直しが行われることに伴い、関係規定について所要の整備を行う。
- (2) 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正に伴い、自動車保管場所証明書の交付等に際して交付される自動車保管場所標章が廃止されることにより、関係規定について所要の整備を行う。
- (3) その他経済情勢等の変化に鑑み、運転免許等に係る警察手数料について適正な金額とするよう、関係規定について所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 道路交通法施行令の一部改正による警察手数料徴収条例の一部改正（主なもの）

ア 運転免許試験手数料（別表7の部関係）

運転免許試験手数料	公安委員会以外の 車両を使用		公安委員会の 車両を使用	
	現 行	改正案	現 行	改正案
普通免許	2,550円	2,500円	3,350円	3,300円
技能検査合格者、教習所卒業者	1,750円	1,900円	—	—
失効者	1,900円	1,950円	—	—

イ 運転免許証交付手数料（別表7の部関係）

運転免許証交付手数料（新規）		現 行	改正案
基本	運転免許証	2,050円	2,350円
	マイナ免許証	—	1,550円
	2枚持ち	—	2,450円
公安委員会事情	運転免許証	1,700円	2,100円
	マイナ免許証	—	1,350円
	2枚持ち	—	2,200円
免許種別の追加	運転免許証	200円	200円
	マイナ免許証	—	200円
	2枚持ち	—	200円

(2) 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正による警察手数料徴収条例の一部改正

ア 自動車保管場所標章の交付手数料及び自動車保管場所標章の再交付手数料(第3条及び別表9の部関係)

区分	現 行	改正案
交付	500円	廃止
再交付		

(3) その他規定の整備(別表7の部関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年3月24日。ただし、2(2)は、同年4月1日

(2) 経過措置

2(2)の手数料について、必要な経過措置を定める。

質 疑 ・ 質 問 順

(第 3 6 9 回 定 例 会)

月 日 / 区 分		順 序				
		1	2	3	4	5
第 1 日 12 月 6 日 (金)	代 表 質 問	(自 民 党)	(維 新 の 会)	(公 明 党)	(ひ ょ う ご 県 民 連 合)	
第 2 日 12 月 9 日 (月)	一 般 質 問	(自 民 党)	(維 新 の 会)	(公 明 党)	(ひ ょ う ご 県 民 連 合)	(自 民 党)
第 3 日 12 月 10 日 (火)	一 般 質 問	(自 民 党)	(維 新 の 会)	(公 明 党)	(無 所 属)	(自 民 党)

※一般質問については試案

令和6年11月26日
議会事務局総務課

議員用(新)モバイルパソコンの導入等について

1 導入機種

Surface Pro 10 with 5G

2 導入及び回収のスケジュール (予定)

令和6年12月16日(月)操作等研修会 ①15:30～16:30

②16:30～17:30

12月17日(火)操作等研修会 ①13:30～14:30

②14:30～15:30

各議員が
いずれかに出席

12月24日(火)～27日(金)SmartDiscussionの設定作業、
プリンタの設定など(事務局で実施)

令和7年 1月1日(水) 新システム運用開始

1月6日(月) 新モバイルパソコン配付・使用開始

1月6日(月)～17日(金)

旧PC・タブレットの個人データの
新モバイルパソコンへの移行(議員各自で実施)

1月20日(月)旧PC・タブレットの回収・業者へ返却

3 管理要領等の改正

別紙案のとおり

4 その他

(1) SmartDiscussion 設定作業後(12月24日以降)の資料のアップロード

12月24日(火)以降は、SmartDiscussionに新たに資料をアップロードしてもタブレットでは閲覧できません。(12月23日(月)までに既に登録した資料は閲覧可能)

(2) 個人データの移行作業

研修会で移行方法を説明します。

令和 6 年 11 月 26 日
議会事務局総務課

要領等の変更点について（案）

1 兵庫県議会タブレット端末機使用ルール等について

- (1) 名称及び項目中の「タブレット」の文言を「モバイルパソコン」の文言へ変更
 (2) 項目 6 について、LTEでの接続に変更。
 (3) 項目 8 紙資料の取扱いを全文削除

新	旧
6 <u>モバイルパソコン</u> 端末機の庁外持ち出しについて (2) <u>庁外でもLTE接続によりインターネット通信可能（容量制限有り）</u> <u>※自宅等のWi-fi接続は不可とする。</u>	6 <u>タブレット</u> 端末機の庁外持ち出しについて (2) <u>議会LAN以外の自宅等のWi-Fi接続を可能とする。（※ 議会連絡サイトの閲覧やメール送受信が可能）</u>
削除	8 <u>紙資料の取扱い</u> (1) <u>令和2年度中については、タブレット端末機の試行的導入期間とし、紙資料との併用を行う。</u> (2) <u>来年度以降の取扱いについては、令和2年度末に「会議のペーパーレス化検討小委員会」において協議する。</u>

2 兵庫県議会タブレット端末機等管理要領

- (1) 名称及び条文中の「タブレット」の文言を「モバイルパソコン」の文言へ変更
 (2) 第7条第2項の「又はAppleIDを利用し同期して使用（以下「インストール等」という。）」の文言を削除

新	旧
第7条 2 使用者がアプリ等をインストールする場合は、事前に申請書（様式第1号）を管理者に提出し許可を得なければならない。	第7条 2 使用者がアプリ等をインストール <u>又はAppleIDを利用し同期して使用（以下「インストール等」という。）</u> する場合は、事前に申請書（様式第1号）を管理者に提出し許可を得なければならない。

兵庫県議会モバイルパソコン端末機等管理要領

(令和〇年〇月〇日 議会運営委員会確認)

(趣旨)

第1条 この要領は、兵庫県議会（以下「県議会」という。）におけるモバイルパソコン端末機等の管理及び取扱いに関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会議等 本会議、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会、兵庫県議会会議規則第130条に定める協議又は調整を行うための場及びその他議長が必要と認める会議をいう。
- (2) ファイルサーバ 電子化データの保管及び共有が可能な機器で、管理者が設置したものをいう。
- (3) ファイル管理システム 会議等に使用する資料をファイルサーバに保存、閲覧等するためのアプリケーションソフトウェアを利用するシステムをいう。
- (4) モバイルパソコン端末機 ファイル管理システムを利用するためのモバイルパソコン端末機及びその付属品（以下「端末機」という。）をいう。

(管理者)

第3条 ファイルサーバ、ファイル管理システム及び端末機の適正な管理のために、管理者を置く。

- 2 前項に規定する管理者は、議会事務局総務課長をもって充てる。
- 3 管理者は、情報セキュリティ確保及び障害対応のため、必要に応じアクセスログを取得することができる。

(使用者)

第4条 端末機を使用する者（以下「使用者」という。）は、兵庫県議会議員（以下「議員」という。）及び議会事務局職員（議長が必要と認める者に限る。以下「事務局職員」という。）とする。

- 2 使用者は、この要領に従い、端末機を適正に使用しなければならない。
- 3 使用者は、ファイル管理システム及び端末機を使用するためのユーザーID及びパスワード(以下「ユーザーID等」という。)を適切に管理しなければならない。
- 4 使用者以外の者が、会議等に出席するため、ファイル管理システムを利用しようとするときは、管理者の許可を得なければならない。

(端末機の貸与及び返却)

第5条 管理者は、使用者に端末機を貸与するものとする。

- 2 使用者は、前項の規定により貸与された端末機を、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 議員は、その職を離れたときは、端末機を速やかに管理者に返却しなければならない。
- 4 事務局職員は、異動等により使用権限がなくなったときは、端末機を速やかに管

理者に返却しなければならない。

- 5 管理者は、前2項の場合において、返却された端末機の初期化を速やかに行うこととする。

(端末機の取扱い)

第6条 使用者は、端末機を使用しないときは端末ロックをかけておかなければならない。

- 2 使用者は、紛失、盗難、破損等（以下「紛失等」という。）のないよう貸与された端末機を適正に使用しなければならない。
- 3 使用者は、端末機を紛失等したときは、ただちに管理者に連絡しなければならない。
- 4 使用者が適切な利用や管理を行わないために端末機を紛失等させたとき（故意又は重大な過失によるものに限る。）は、管理者は、それにより発生する費用を使用者に負担させるものとする。

(端末機で使用するアプリケーションソフト)

第7条 端末機で 사용할 ことができるアプリケーションソフト及びソフトウェア（以下「アプリ等」という。）は、あらかじめインストールされているもののほか、議会活動に関係があるものに限る。

- 2 使用者がアプリ等をインストールする場合は、事前に申請書（様式第1号）を管理者に提出し許可を得なければならない。
- 3 アプリ等をインストール等する場合に生じるアプリ等の購入又は使用に係る費用については、使用者が負担するものとする。
- 4 管理者は、情報セキュリティ確保その他端末機の適正な管理を行うために必要があると認められる場合には、使用者が端末機にインストール等したアプリ等をアンインストールし、又は使用者にアンインストールを指示することができる。この場合において、使用者がアプリ等の購入又は使用に要した費用は、これを補償しない。
- 5 管理者は、使用者が前項の指示に従わない場合、端末機の使用を停止させることができる。

(セキュリティ対策)

第8条 使用者は、コンピュータウイルスや不正アクセスに十分注意し、安全性が未確認の外部記録媒体へ端末機を接続してはならない。

- 2 緊急のセキュリティ対応等により、対策を施す必要がある場合は、使用者は、管理者の求めに応じ、管理者に端末機を速やかに提出しなければならない。

(ファイルサーバ内のデータの保存期間)

第9条 議会内に設置しているファイルサーバでのデータの保存期間は、原則として5年とする。

(禁止事項)

第10条 使用者は、端末機を使用するに当たり、次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 端末機の分解、改造及び管理権限を奪取すること。
- (2) 障害の及ぼすおそれのある利用及び装置を接続すること。

- (3) 撮影、録画等端末機の機能の使用を制限されている場所において、当該機能を使用すること。
 - (4) 個人情報その他県議会及び県において公開されていない情報（以下「個人情報等」という。）を公開すること。
 - (5) 著作権又は肖像権を侵害し、又は侵害するおそれのある使用をすること。
 - (6) その他管理者が定める事項
- 2 使用者が前項に違反した場合、管理者は、当該使用者に対し、端末機の使用を停止させ、又は返却させることができる。

(遵守事項)

第11条 使用者は、端末機を使用するに当たり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 個人情報等を取扱う際には、データの流出等の防止に努めること。
- (2) ログイン時等にユーザーID等を第三者に漏らすことのないよう管理すること。
また、これを入力するときには周囲に留意すること。
- (3) 端末機にコンピュータウイルス及び不正アクセス等を発見した場合は、速やかに管理者へ連絡すること。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項又はこの要領に関して疑義が生じた場合は、議長が決める。

附 則

この要領は、令和2年12月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。

兵庫県議会モバイルパソコン端末機使用ルール等について

(令和〇年〇月〇日 議会運営委員会確認)

議員へ貸与する公用のモバイルパソコン端末機（以下、端末機）の使用ルール等について、下記のとおり必要な事項を定める。

1 端末機等の管理について

端末機等の管理及び取扱いについては、別紙「兵庫県議会モバイルパソコン端末機等管理要領」によるものとする。

《管理要領の主な内容》

- 使用者はこの要領に従い、端末機を適正に使用しなければならない。(第4条)
- ファイルサーバ、ファイル管理システム及び端末機の管理者は、議会事務局総務課長をもって充てる。(第3条)
- 管理者は、使用者に端末機を貸与するものとする。(第5条)
- 使用者は、貸与された端末機を、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。(第5条)
- 端末機を紛失、破損等したときは、ただちに管理者に連絡しなければならない。(第6条)
- 端末機を紛失、破損等させたとき(故意又は重大な過失によるものに限る。)は、管理者は、それにより発生する費用を使用者に負担させる。(第6条)
- 使用することができるアプリケーションソフト及びソフトウェアは、あらかじめインストールされているもののほか、議会活動に関係があるものに限る。アプリ等をダウンロード又はインストールする場合は、事前に申請書を管理者に提出し許可を得なければならない。(第7条)
- 端末機を使用しないときは端末ロックをかけておかななければならない。(第6条)
- ユーザーID等を第三者に漏らすことのないよう管理すること。(第11条)
- 安全性が未確認の外部記録媒体へ端末機を接続してはならない。(第8条)
- コンピュータウイルス及び不正アクセス等を発見した場合は、速やかに管理者へ連絡すること。(第11条)
- ファイルサーバでのデータの保存期間は、原則として5年とする。(第9条)

2 端末機持ち込み対象会議

議会におけるすべての会議を対象とする。

本会議、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会、兵庫県議会会議規則第130条に定める協議又は調整を行うための場(各会派代表者会議、各会派政務調査会長会、広報委員会など)その他議長が必要と認める会議

※ 会派行事(団総会など)での利用は、下記5の事項に留意し可とする。

3 会議中に使用できる機能

- (1) 「兵庫県議会モバイルパソコン端末機等管理要領」第2条第2号に定めるファイルサーバ内に保管されている会議資料を閲覧する機能
- (2) インターネット上の検索情報を収集・閲覧するための機能
- (3) 閲覧資料へメモ書きする機能

4 会議中の禁止事項等（会派行事を除く）

- (1) 会議の録音、録画又は撮影
- (2) 会議中のメール通信
- (3) 端末機は消音措置を講ずるなどし、審議等の妨げにならないよう留意

5 政党活動、選挙活動、後援会活動、私的活動への使用禁止

公用端末機として貸与するため、上記活動での使用は禁止する。

6 モバイルパソコン端末機の庁外持ち出しについて

- (1) 庁外持ち出しを可能とする。
- (2) 自宅等のWi-fi接続は不可とする。

※庁外でもLTE接続によりインターネット通信可能（容量制限有り）

7 ファイル管理サーバ内のフォルダ構成

3階層（大分類、会議名、年月日）のフォルダ構成を基本とする。

大分類	中分類（会議名）	小分類（年月日）
本会議	第〇〇〇回定例会	令和〇年〇月〇日
	第〇〇〇回臨時会	令和〇年〇月〇日
常任委員会	総務常任委員会	令和〇年〇月〇日
	健康福祉常任委員会	令和〇年〇月〇日
	産業労働常任委員会	令和〇年〇月〇日
	農政環境常任委員会	令和〇年〇月〇日
		令和〇年〇月〇日
議会運営委員会	—	令和〇年〇月〇日
特別委員会	決算特別委員会	令和〇年〇月〇日
	予算特別委員会	令和〇年〇月〇日
協議・調整の場	各会派代表者会議	令和〇年〇月〇日
	各会派政務調査会長会	令和〇年〇月〇日
	広報委員会	令和〇年〇月〇日
〇〇会派	〇〇	令和〇年〇月〇日
	△△	令和〇年〇月〇日

8 モバイルパソコン端末機等管理要領第6条第4項に掲げる「重大な過失」について

モバイルパソコン端末機等管理要領第6条第4項に掲げる「重大な過失」とは、はなはだしく注意義務を欠くことをいい、わずかな注意さえすれば結果を予測し、これを未然に防止するための措置を講ずることができるにもかかわらず、これを怠った状態を指す。